

大切なご家族から受け継がれたご資産。 七島信用組合では相続により受け取られた ご資産について、特別金利の 「相続定期預金」をご用意しております。

商品概要

ご 利 用いただける方	当組合及び他の金融機関で相続手続を完了してから1年以内に、相続により取得した 預貯金等を原資としてお預け入れいただける方で、当組合に普通預金口座等をお持ち の個人のお客さま。				
	6ヶ月・1年・3年・5年				
預 入 期 間	■元金自動継続または元利金自動継続扱い				
	■「総合口座」担保定期預金とすることができます。				
	■預入限度額 50万円以上相続により取得した金額の範囲内				
預入限度額					
	■預入金額 ①スーパー定期 ・・・300万円未満				
預 入 金 額					
	②スーパー定期300・・・300万円以上				
	③大口定期預金 •••1.000万円以上				

お 利 息	■当初預入時の適用金利は、預入時の店頭表示の利率に、お預け入れ期間と預金者の組合員への加入状況により、次の利率を適用します。また、年金の受給口座を他行より当組合へ変更していただけた方は、適用利率へ更に利率を上乗せいたします。								
		期間	店頭表示金利への上乗せ利率	年金の受給口座を他行より当組合へ 変更していただけた方					
		6ケ月	+0. 20%						
	A A C C	1年	+0. 25%						
	組合員の方	3年	+0. 30%						
	7.7	5年	+0. 35%	左記上乗せ利率へ					
	組	6ケ月	+0. 15%	+0. 10%					
	組合員外の	1年	+0. 20%						
		3年	+0. 25%						
	方	5年	+0. 30%						
	※出資加入手続きと同時のお預け入れも可能です。 ※「年金受給口座変更」手続きと同時のお預け入れも可能です。なお、契約期間中に年金受給口座を他行へ変更された場合には、上乗せ利率は満期時適用されません。 ※市場金利に変動があった場合、取扱期間中でも利率の見直しを行う場合があります。 ※各手続き等につきましては、担当者へお問い合わせください。								
中途解約時のお 取 扱 い	日の解約は受付できません。また、元本の一部のみの解約はできません。								
	くか、	当組合窓	口へご確認ください。						
	となり)ます。		書など相続手続が行われた資料が必 金等でのお預け入れはできません。	要				
そ の 他	※ 相	目続でお受	け取りになった預金等が対象とな	なります。					
		■金利上乗せの適用は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日における店頭表示 金利を適用します。							
	■店頭	で説明書	をご用意しております。						

◆詳しくは窓口へお問合わせください。

預金・積金は預金保険の対象商品です。

七島信用組合

				店舗	_	覧				
本			店	04992-2-0777	八	丈	島	支	店	04996-2-1201
新	島	支	店	04992-5-0661	小	笠	原	支	店	04998-2-7410
神	津島	支	店	04992-8-0111	東	京		支	店	03-5843-3363
Ξ	宅 島	支	店	04994-2-0081						_